

令和3年度から適用される個人市民税・県民税(住民税)の 主な税制改正のポイント

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しするため、令和3年度から適用される改正点について、お知らせします。

ID 1025757

市民税課 ☎ (632) 2233

主な改正点

ポイント
1

納税義務者の条件に合わせて、控除額などが変わります

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の改正

①給与所得控除の見直し

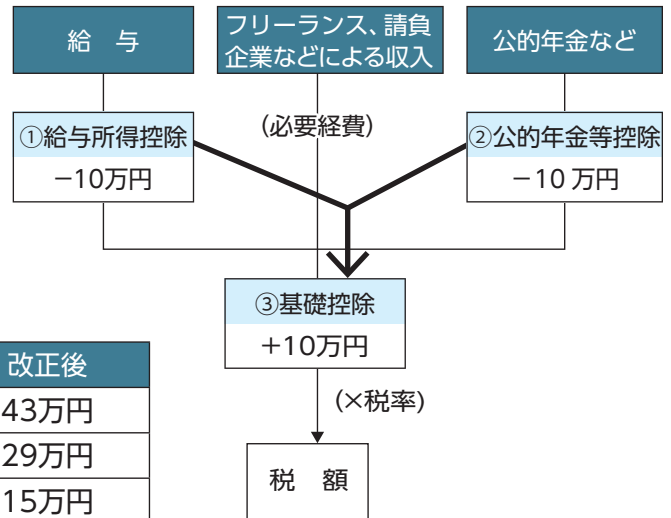
- ▼控除額 一律10万円引き下げ。
- ▼控除上限額 195万円に引き下げ。

②公的年金等控除の見直し

- ▼控除額 一律10万円引き下げ、上限額を設定。公的年金など以外の所得の合計額が1,000万円超の人は、さらに10万円または20万円引き下げ。
- ▼その他 給与所得、公的年金などに係る所得の計算について、詳しくは、市庁をご覧ください。

③基礎控除の見直し

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし



扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

要件など	改正前の合計所得金額	改正後の合計所得金額
同一生計配偶者および扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下

所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

対象	所得金額調整控除の算出方法
給与などの収入金額が850万円を超える、次のいずれかに該当する人。①本人が特別障がい者②23歳未満の扶養親族を有する③特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する	$(\text{給与などの収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$ ※1,000万円を超える場合は、1,000万円
給与所得控除後の給与などの金額と公的年金などに係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与などの金額と公的年金などに係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	$(\text{給与所得控除後の給与などの金額} + \text{公的年金などに係る雑所得の金額}) - 10\text{万円}$ ※10万円を超える場合は、10万円

調整控除(税額控除)の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されなくなりました。

	改正前	改正後
合計所得金額	一律	2,500万円以下、2,500万円超
調整控除	右の計算方法参照	適用なし

調整控除の計算方法

調整控除の計算方法	
合計課税所得金額	
200万円以下	200万円超
$(\text{人的控除額の差額の合計額} \text{か} \text{合計課税所得金額のい} \text{れど} \text{小さい金額}) \times 5\%$	$\{\text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円})\} \times 5\%$

※計算の結果が2,500円未満の場合、調整控除額は2,500円になります。

■個人市民税・県民税の非課税の範囲が改正されました

▼均等割も所得割もかからない人

本人が障がい者または未成年者、寡婦、ひとり親。

前年中の合計所得金額	改正前	改正後
	125万円以下	135万円以下

前年中の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下の人。

扶養親族	改正前	改正後
あり	32万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+19万円	改正前+10万円
なし	32万円	

▼所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下の人。

扶養親族	改正前	改正後
あり	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32万円	改正前+10万円
なし	35万円	

特集
③

POINT 2 ひとり親控除の創設および寡婦(夫)控除が見直されました

1 ひとり親控除

▼対象 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者(合計所得金額が500万円以下)。

▼控除額 30万円。

2 寡婦控除

▼対象 1以外の寡婦。なお、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限が設定されました(合計所得金額500万円以下)。

▼控除額 26万円。

■その他 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある人は対象外となります。

本人	配偶関係	死別または生死不明	離婚	未婚のひとり親				
本人合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下		
女性	扶養親族など	有	子	1 30万円	無	1 30万円	無	1 30万円
			子以外	2 26万円	無	2 26万円	無	無
			無	2 26万円	無	無	無	無
男性	扶養親族など	有	子	1 30万円	無	1 30万円	無	1 30万円
			子以外	無	無	無	無	無
			無	無	無	無	無	無

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

住宅ローン控除と寄附金税額控除の適用が変わります

チェック CHECK 1 住宅ローン控除の適用要件が緩和されます

■控除期間の特例措置の緩和

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした上で、令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。

▼対象 令和2年9月30日までに契約した新築の注文住宅。または、令和2年11月30日までに契約した分譲住宅または既存住宅、増改築した住宅。

■入居期限要件の緩和

既存住宅の取得後に行った増改築工事などが、新型

コロナウイルス感染症の影響で遅れたために入居が遅れた場合でも、一定の要件を満たしていれば、入居期限は「増改築等完了の6カ月以内」となります。

▼対象 既存住宅の取得日から5カ月後までに契約した増改築など。または、令和2年4月30日～6月29日までに契約した増改築など。

■その他 確定申告などの際、請負契約書や売買契約書の写し、「入居時期に関する申告書兼証明書」を提出する必要があります。詳しくは、国土交通省URL1をご覧ください。

チェック CHECK 2 払い戻しを受けなかったイベントのチケット代には、寄附金税額控除が適用されます

申告をすることで、個人市民税・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。

▼対象イベント 次の要件を全て満たすイベント。①令和2年2月1日から令和3年1月31日までに国内で開催(予定含む)の不特定かつ多数のものを対象とするイベント②政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われたイベント③文化庁またはスポーツ庁の指定を受け、かつ本市が指定するイベント。

▼対象となる課税年度 令和2年中に払い戻しを放棄したチケット代金=令和3年度。令和3年中に払い戻しを放棄したチケット代金=令和4年度。

また、令和2年2月1日～10月31日に、すでに入

場料金などの払い戻しを請求している場合でも、令和3年1月29日までに、イベント主催者に対してその払い戻し分以下の金額を寄附することで、寄附金税額控除の対象となります。

▼控除額 年間ごとに合計20万円までのチケット代金が対象となります。寄附金税額控除額=(寄附金の合計額-2,000円)×10%。上限は、他の寄附金税額控除対象額も合わせて、総所得金額等の30%。

▼その他 確定申告などの際、主催者が発行する指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書を提出する必要があります。対象イベントについて、詳しくは、文化庁URL2またはスポーツ庁URL3をご覧ください。

19 本文中に記載がないものは、原則として、対象=どなたでも、費用=無料、申込=不要。URL1=ホームページ、URL2=Eメールアドレス、URL3=地区市民センター、URL4=出張所、URL5=生涯学習センター、URL6=申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。

ID 1000000 各番号を市HPのトップページで入力すると関連ページが見られます